

IV. 計画変更・財産処分等の手続き

IV-1. 概要

- 交付決定以降から財産処分制限期間が経過するまでの間に、申請内容に変更が発生する場合は、変更の内容と変更の時期に応じて、事前に手続きが必要です。



必要書類一覧

変更の種類	必要な書類	様式
(1)計画変更 ①軽微な変更 ②重要事項の変更	変更届出書	様式5
	計画変更承認申請書	様式6
(2) 財産処分(外部給電器の処分)	財産処分承認申請書 ★補助金交付を受けた年度によって申請書の 様式が異なりますので注意して下さい。	様式12★

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
☞ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4 サイズでお願いします。

IV-2. 計画変更

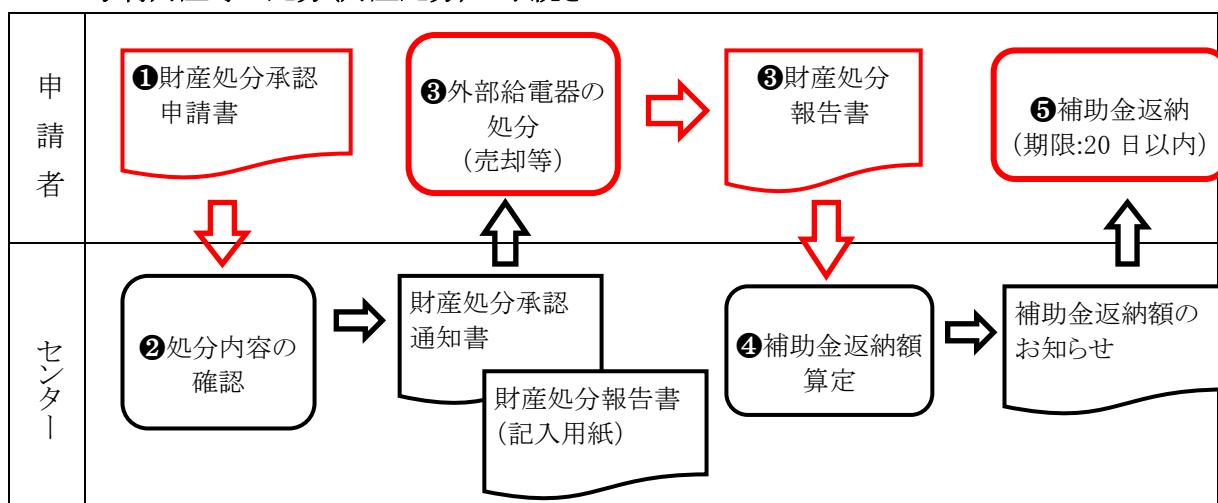
➤ 変更の内容によって、手続きが異なることがありますので、必ず事前にセンターにご相談下さい。

変更内容	具体的な例	提出書類
①軽微な変更	<ul style="list-style-type: none">▣申請者の名前の変更 (法人の代表取締役の変更など)▣申請者の住所変更▣外部給電器の保管場所の変更 <p>※補助金の受領以降に発生する場合も対象となります。</p>	変更届出書 <様式5>
②重要事項の変更	<ul style="list-style-type: none">・補助金交付決定から補助金振込みの間に発生した以下の変更が対象となります。<ul style="list-style-type: none">▣補助事業を中止し、または廃止しようとするとき▣外部給電器の機種変更 <p>※補助金の受領以降に外部給電器の売却、名義変更及びリース契約者の変更等を行う場合は、「財産処分」となり、「財産処分申請書」で手続きしなければなりません。</p>	計画変更承認申請書 <様式6>

IV-3. 財産処分申請

- 補助金の交付を受けた外部給電器（「取得財産等」という）を処分制限期間内に処分する場合には、処分する前に財産処分承認手続きが必要です。
- 処分制限期間内にある外部給電器を処分して、新たに補助対象外部給電器（または車両）を購入する場合、処分した外部給電器の補助金返納が完了するまで、新たな外部給電器（または車両）への補助金は交付できません。
- ・財産処分手続きの開始から完了までは期間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

<取得財産等の処分（財産処分）の手続き>



①	<ul style="list-style-type: none"> ○必ず処分する前にセンターへ「財産処分承認申請書」を提出して下さい。 ☆(注意)補助金を受けた年度によって「財産処分承認申請書」の様式が異なりますので注意して下さい。
②	<ul style="list-style-type: none"> ○センターで処分内容を確認し、「財産処分承認通知書」を発送します。 同時に、財産処分後に返送いただく「財産処分報告書」(記入用紙)を同封します。
③	<ul style="list-style-type: none"> ○外部給電器を処分し、その処分内容を「財産処分報告書」に記入して提出ください。

	<p>○「財産処分報告書」に記載された処分内容に基づいて補助金返納額を算定し、補助金返納額と返納期限を記載した「補助金返納額のお知らせ」を送付します。</p> <p>☆補助金返納額は、原則、外部給電器の「売却額」に基づいて以下の方法で算定します。</p>
④	$\boxed{\text{補助金返納額}} = \boxed{\text{売却額 ※1}} \times \boxed{\text{補助金比率 ※2}}$ <p>※1 売却額が残存簿価相当額より低価である場合は、残存簿価相当額を用いて算定。 残存簿価相当額は、処分制限期間を償却期間とし、定率法による経過月数の償却後の簿価として算定。</p> <p>※2 補助金比率は、外部給電器の購入費用に占める補助金額の割合 (補助金比率=補助金額／外部給電器購入費用)</p>
⑤	<p>○「補助金返納額のお知らせ」に記載した補助金返納額を期限までに返納ください。</p> <p>☆(注意) 国の規定に従って、納付期限は、通知から 20 日とさせていただいております。 また、期限までに返納されないときは延滞金をお願いすることもあります。</p>

☆ (注意) 取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。
これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

- ⓐ補助金の目的に反する使用 ⓑ譲渡(売却) ⓒ交換 ⓓ貸付 ⓔ廃棄
- ⓑ担保に供すること

☆ (注意) 補助金返納の必要のない場合

財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納は必要ありません。

- i . 取得財産等が天災等により使用不能となり廃棄処分した場合
- ii . その他センターが特に認める場合

ただし「財産処分承認申請書」を提出いただき、承認を得る必要があります。

✖無届で財産処分をした場合

- センターでは、定期的に、補助金を交付した外部給電器の保有状況を調査しています。
センターの承認を得ずに、処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額の返納を求めることがあります。